

令和6年度第2回 食品安全推進県民会議

(1) 令和7年度食品衛生監視指導計画について

	質問事項	回答	担当課
1	食品衛生監視指導計画の重点的な監視指導事項から、「食物アレルギーによる事故対策」が今回外れていますが、これは、一定の成果が見られた、又は、他の計画の中で実施する予定、など何か理由があるのでしょうか。もしあれば、その内容を教えていただけたらと思います。	昨年度から今年度にかけて、食肉製品での事件や食中毒の発生状況から重点的な監視指導事項を改めて整理したのになります。 これまで、県ではさまざまなアレルギー対策を行ってきました。 直近では、令和4年8月に特定原材料である乳を含んでいる商品を、誤って含んでいないと伝え販売し、喫食した乳アレルギーのある客が緊急搬送された事例があったため、全県的にアレルギー対策のためのチラシを作成しました。 資料P6の下部にもあるとおり、引き続きアレルギー物質の収去検査は行ってまいりますし、食品表示合同立入検査もこれまでどおり行います。 また、食物アレルギーサポートブックやピクトグラムを大分県のホームページで公開しているところです。 引き続き取り組みは行ってまいります、メリハリをつけるということで重点的な監視指導事項からは外したものです。	食品・生活衛生課
2	食中毒のアニサキスやクダアの対策について、クダアは目に見えませんが、アニサキスの目視確認も限界があるが、飲食店や量販店に対し、どのような指導や啓発をしていくのか教えてください。	全国的にも食中毒事件数の1位になっているアニサキスは、スーパーや量販店でも対策に力を入れており、大手のスーパーではアニサキスが紫外線で青く光ることを利用し、チェックを行っている。保健所の監視員にも携帯できる紫外線ランプを持たせており、監視の際に紹介し、指導と啓発を行っています。 クダアは目に見えないため対策も難しいが、クダア食中毒の現状等をお知らせしながら、注意喚起を行っていきたい。	食品・生活衛生課
3	アレルギー表示の周知徹底について、内容の変更があったりするが、どのように行っているのか。	直近の改正では、ナッツ類の患者が多いことから、くるみが表示義務品目となっています。食品の営業者に対して、講習会を開催しており、その中でお知らせしています。また、ホームページ等でも周知しているところです。	食品・生活衛生課

(2) 食品の回収事例について

	質問事項	回答	担当課
4	2024年7月14日、8月16日、12月5日に発生したハム類の回収事例は、同一会社によるものと考えられます。特に最初の7月14日の事例は健康被害が発生した食品衛生法違反の案件(CLASS I)であったため、是正処置終了後に検証を行い営業再開を許可したと思われませんが、そのプロセスに問題はなかったのでしょうか。	これまでの事例では製品の回収等を命じたものであり、営業の禁停止ではありません。 検査で製品の違反が確認された際に、保健所が製造について指導を行い、7月14日の事例では鶏レバー製品について製造を中止しているところです。 また、これまで再三にわたって指導してきた中、事業者が逮捕され、報告書の提出により、ようやく製造基準違反が認められたことから、本年1月31日に賞味期限内の全ての加熱食肉製品に対して回収と販売禁止の命令を出しています。	食品・生活衛生課
5	報道によると、某食肉加工業者が4回目の摘発を受けたと報じられています。同一業者が4回も摘発されることが理解できません。これまでの行政指導等は適切におこなわれていたのでしょうか。なぜ4回も摘発されることになったのでしょうか。今後の再発防止策はどのようなものなのでしょうか。	引き続き、危険な製品の流通を防ぎ食中毒を予防していくため、監視指導を続けていきます。	

(3) 食中毒事件について

	質問事項	回答	担当課
6	令和6年に湧水使用施設にてノロウイルスによると推定される食中毒が発生し、全国的にも報道されるなど大きな問題になりました。この件について原因究明や今後の再発防止策等について結論は得られたのでしょうか。もし十分な再発防止策が決定していないようであれば、令和7年度食品衛生監視指導計画「微生物」に加えて監視を継続することが必要ではないでしょうか。	再発防止策として、原水のノロウイルス陰性の確認や使用水が飲用適であることを確認しています。また、今後も月1回程度、一般細菌および大腸菌の自主検査を実施する予定です。その他、水源地周りに柵を設置したり、保健所による衛生講習会を受講し衛生教育を実施しています。 また、本事案を受け、県内の井戸水等を使用している約1500施設に、使用水の管理について通知を发出了しました。	食品・生活衛生課
7	湧水を使った他の事業者への指導はどのように行っていくのでしょうか。	大分県食品衛生監視指導計画の中で、観光・行楽地監視をする時期があります。湧水を使っている事業者については、観光・行楽地になっている場所もありますので、アンテナを張って監視を行っていきます。また、水道水を使っていないような大規模な施設についても、監視の中で検査の状況等確かめていきたいと考えています。	食品・生活衛生課

(4) その他

	質問事項	回答	担当課
8	有機フッ素化合物(PFAS)の除去について、水から取り除く方法があるのでしょうか。	一般的な方法として、活性炭があります。しかし、活性炭にも寿命があり、水道等では量にもよりますが半年ほどで交換が必要になる場合もあります。	環境保全課